

★定例会

通常開催される議会で、3・6・9・12月に、約1ヶ月間開催されます。

★常任委員会ってなに？

議会で取り扱う問題は数が多く、内容も幅広い分野にわたっているため、これを議員全員で審議するよりも、大きく4つの部門に分け専門的に詳しく審査した方が確かな結果を得ることができます。常任委員会は、条例に基づいて置くこととされ、全議員が必ず一つの委員会に所属することになっていて、私は文教福祉常任委員会に所属しています。他に政策総務・市民環境・まちづくりの各常任委員会があり、議会初日に上程された議案を分野・内容ごとに各委員会に付託し、専門委員会のなかで議論・採決します。そして、それを議会最終日に委員会報告し、本会議で採決することになっています。

★行政委員会

主に諮問機関として条例によって定められた委員会が設置されており、そのメンバーに市議会議員が数名ずつ配属されます。私はこのたび社会教育委員と産業祭実行委員になりました。

<<6月定例議会ダイジェスト>>

議会日程をふり返ってみますと…

6月5日 開会

議案・請願の上程と説明をします。

今回の主な議案は、公民館など公共施設の利用の有料化をはじめとする使用料金の整備にともなう条例の改正、コミュニティバスの購入、駅前整備に関する条例、コミセンの設置・管理条例の改正、補正予算など。請願は、市民プールの存続を求めるものでした。これら議案は、専門委員会に付託されて、委員会で審議し、議会に報告して最終採決する方法をとります。

6月8日

行政委員に対する質問（選挙管理委員長）に対する質問、一部の議案に対する質疑・討論・採決

議案・請願に対する質疑と委員会への付託

6月13・14・15・18日 一般質問

6月19・20日 各委員会

付託された議案・請願について詳細な審議をし、委員会としての採決をする

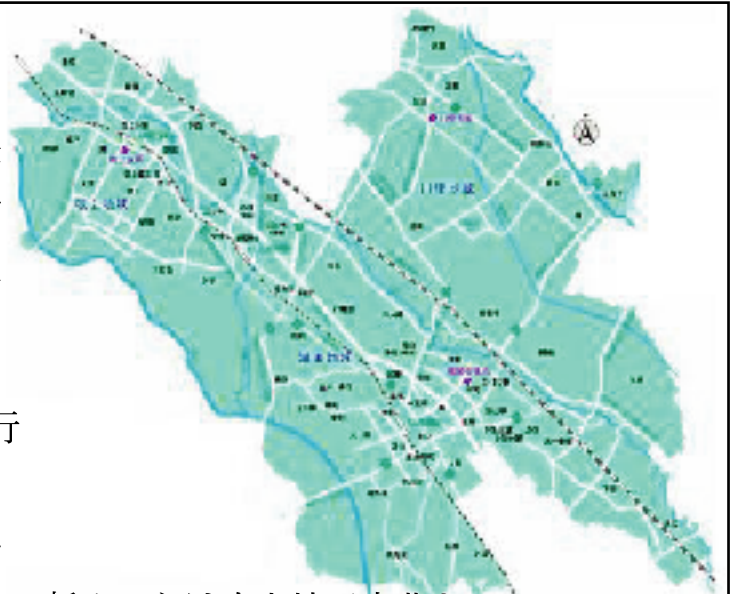
6月26日 委員長報告 閉会

各委員会で審議した議案・請願を委員長が議会へ報告し、質疑を受け、その後討論し採決。市民プール存続を求める請願は慎重な審議の後、採決され、不採択となりました。

<コミュニティバスの新設について>

現在市内を循環するフラワー号が主に高崎線東側に右廻りりと左廻りり運行されています。このたび合併の一事業として新たに三路線の運行を開始するため、定員36名の小型バスを購入することになりました。

今後路線を決定し、平成20年1月に試運行を開始開始するために準備をしています。北本駅、鴻巣駅、北鴻巣駅、吹上駅をつなぐ路線が主に高崎線西側にできることになりました。



新ルートは吹上地区南北と北本駅～吹上駅をつなぐ高崎線西側に運行